

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	三輪町・夜須町合併協議会		設置年月日	平成15年8月6日	
構成市町村名	三輪町、夜須町		廃止年月日	平成17年3月21日	
事務局所在地	〒838-0215 朝倉郡夜須町大字篠隈373	事務局の連絡先	T E L 0946-42-3218 F A X 0946-42-2011		
ホームページアドレス	http://www.town.yasu.fukuoka.jp/miwayasu/		Eメールアドレス	miwavasugo@town.yasu.fukuoka.jp	
会長名	手柴 豊次 (三輪町長)	事務局長名	矢野 勉 (三輪町課長)	事務局市町村職員数	6名
合併協議会設置までの経過	<p>平13.4～甘木・朝倉広域圏の調査研究事業の一環として、行政職員で構成する甘木・朝倉市町村合併問題研究会で合併問題の調査研究を実施。</p> <p>平14.8～甘木・朝倉市町村合併任意協議会(甘木市、小石原村、宝珠山村、杷木町、朝倉町、三輪町、夜須町)で新市将来構想の協議や関係市町村の主要事務事業の一元化調査等を実施。</p> <p>平15.8 2町の各議会で合併協議会設置議案を可決。</p>				

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成15年8月から平成17年3月までの間に14回の合併協議会が開催された。			
設置している小委員会名	①事務所選定小委員会、②名称選定小委員会、③新町建設計画小委員会			
主な合併協 定項目(市 町村議会 の議決事項 及び合併市 町村の条例 事項)の協議 状況	合併の方式	三輪町及び夜須町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。		
	合併の期日	合併の期日は、平成17年3月22日とする。		
	市町村の名称	新町の名称は「筑前町(ちくぜんまち)」とする。		
	事務所の位置	<p>1 新町の事務所の位置は、夜須町大字篠隈373番地とする。</p> <p>2 現在の三輪町役場の位置に総合支所を置くものとする。</p>		
	財産の取扱い	三輪町、夜須町が所有する財産(負債を含む)及び公の施設については、すべて新町に引き継ぐものとする。		
	議員定数・任期	<p>1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併の日から、平成19年1月31日まで、引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>2 在任特例適用後の議会議員の定数については、16人とする。ただし、在任特例適用後最初の選挙に限り、定数は18人とする。報酬などについては、合併時まで調整する。</p>		
	農業委員会委員定数・任期	<p>1 農業委員会の委員の任期については、新町に1つの農業委員会を置き、三輪町、夜須町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き、新町の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>2 在任特例適用後の農業委員会の委員の定数については、新町において調整する。また、報酬などについては、合併時まで調整する。</p>		
	地方税の取扱い	<p>1 法人住民税は、均等割は現行のとおりとし、法人税割は合併時まで調整する。</p> <p>2 固定資産の評価は、合併後最初の評価替え(平成18年度)までは現行のとおりとする。</p> <p>3 軽自動車税の税率は、三輪町の例による。</p>		
	事務組織・機構	<p>1 合併時の組織・機構は、両町の現行組織を基礎として、「新町における組織・機構の整備方針」に基づき、課及び係を再編整備する。</p> <p>2 新町発足後の組織・機構は、計画的な定員管理の適正化を図りつつ、「新町における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。</p> <p>「新町における組織・機構の整備方針」</p> <p>(1) 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>(2) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(3) 町民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 簡素で効率的な組織・機構</p>		
	町名・字名の取扱い	<p>両町の字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。</p>		
その他(地域審議会)	地域審議会を設置しない。			
市町村建設計画の概要(計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	<p>計画期間：平成17(2005)年度から平成26(2014)年度までの10ヶ年</p> <p>基本理念： 快適でゆとりある田園生活都市「筑前町」の創造 ～住民一人ひとりが主役となる「共生」「自律」「協働」のまちづくり～</p> <p>新町の将来像： 1 【共生】人と自然が共生する循環型まちづくり 2 【自律】農を活かした新生活産業づくり 3 【協働】多機能型自治ネットワークづくり</p> <p>県事業：新町の一体的なまちづくりを支援する。 1 主要道路網・交通体系の整備の推進 (1) 東西幹線軸の整備の推進 (2) 地域間連携軸の整備支援 (3) 公共交通機関の確保支援 2 生活環境の整備 (1) 治水事業の推進 (2) 国道・県道における交通安全対策の推進 3 農林業の振興 (1) 農業生産基盤の整備の推進 (2) 夜須高原の活用とネットワーク化の支援 (3) 魅力を創出する新たな農業の展開を推進</p>			

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、甘木・朝倉市町村合併任意協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成16年9月2日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣

国の財政支援措置		単位：億円	合併手続	
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	91.9	年月日	手続内容等
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	87.3	平成16年8月3日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	61.1	—	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	8.7	平成16年8月3日	合併調印式
	起債充当額（標準基金規模の95%）	8.3	平成16年8月5日	市町村議会最終議決
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	5.8	平成16年8月9日	廃置分合申請
	普通交付税措置（合併補正）	2.4	—	市制施行協議（県→国）
	特別交付税措置	6.7	—	協議回答（国→県）
福岡県の財政支援措置	合併市町村補助金	3.0	平成16年9月21日	県議会に議案提案
	福岡県市町村合併推進特例交付金	5.0	平成16年10月13日	県議会議決
		単位：億円	平成16年10月13日	県知事決定処分
		基本額	平成16年11月12日	総務大臣告示
		増加人口加算		

4 合併市町村に関するデータ

新町職務執行者	田中 茂夫（前三輪町助役）	任期：平17.3.22～平17.4.24
新町町長	手柴 豊次（前三輪町長）	任期：平17.4.25～平21.4.24

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平16.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積（平 成16.10.1） k m ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
三輪町	10,680	11,706	12,598	12,578	21.4	21.71	404438	III-4
夜須町	13,892	15,372	16,328	16,766	17.1	45.47	404446	IV-4
計	24,572	27,078	28,926	29,344	19.0	67.18		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
三輪町	503	8.5	1,825	30.9	3,474	58.9	5,897
夜須町	908	11.2	2,229	27.5	4,842	59.6	8,120
計	1,411	10.1	4,054	28.9	8,316	59.3	14,017

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長		市町村議会議員		職員数（平15.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計	
三輪町	平19.4.30	平19.4.30	14	94	12	106	
夜須町	平17.7.23	平19.4.29	14	112	14	126	
計			28	206	26	232	

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平15決算 (百万円)	経常収支比率 平15決算 (%)	財政力指数 (平13～15)	公債費負担比率 平15決算 (%)	起債制限比 率(3か年平均) (%)	積立金現在高 平15決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公 社土地保有 高平15決算 (百万円)	ラスパイ レス指数 (平 16.4.1)
三輪町	2,745	83.6	0.418	13.2	3.6	997	1,561	0 99.3
夜須町	3,260	84.4	0.505	12.8	4.9	1,921	1,394	0 100.2

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	上水道	教育
三輪町	甘木・朝倉・三井環境施設組合	両筑衛生施設組合	甘木市に事務の委託	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	福岡県介護保険広域連合	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	福岡県市町村職員退職手当組合	福岡県南広域水道企業団	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合
夜須町			筑紫野・春日・夜須筑慈苑施設組合						

市町村名	公務災害補償
三輪町	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
夜須町	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	公共下水道	農業集落排水	簡水
三輪町	○	○	
夜須町	○		○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	合同都市計画区域	農村地域工業等導入地	工業再配置誘導地域	農業振興地域	低開発地域工業開発地	雇用機会増大促進地域	伝統的工芸品指定地域	辺地
三輪町	用途指定	甘木	農工計画策定済	誘導	○	○	○	○	
夜須町	用途指定		農工制度対象	誘導	○	○	○	○	○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	公共下水道	総合農協(現行)
三輪町	筑紫・朝倉ゾーンの一部	合併パターンA内	甘木・朝倉ふるさと市町村圏内	甘木・朝倉地区保健医療圏内	甘木・朝倉地区保健福祉圏内	甘木・朝倉ブロック内	単独公共	筑前あさくら
夜須町								

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
三輪町	甘木警察署	久留米県税事務所	※朝倉保健所	朝倉保健福祉環境事務所	甘木農林事務所	朝倉地域農業改良普及センター	両筑家畜保健衛生所	甘木土木事務所	朝倉郡(1)
夜須町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
三輪町	甘木支局	久留米労働基準監督署	甘木公共職業安定所	南福岡社会保険事務所	甘木税務署	0946	5区
夜須町							